

新旧対比表（日本乳癌学会専門医制度規則）

	旧（2022年6月29日施行）	新（2023年6月28日施行）
第7章 認定医の資格喪失 第17条 [資格喪失]	次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、認定医の資格を喪失する。 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の辞退 ・会員の資格喪失 ・申請書の嘘偽 ・認定医の非更新 ・認定医として不適当と学会が判断した者 	<u>1. 次に掲げる各号に該当する者は、認定医の資格を喪失する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の辞退 ・会員の資格喪失 ・認定医の非更新 <u>2. 次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、認定医の資格を喪失する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の嘘偽 ・認定医として不適当と学会が判断した者
第8章 乳腺専門医の申請資格 第19条 [申請資格]	1. 乳腺専門医の認定を申請する者（以下乳腺専門医申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本国の医師免許証を有すること。 ・基盤学会専門医または旧認定医*であること。 *2023年までに申請（新規・更新）を行って承認された認定医 ・継続5年以上本学会会員であること。 ・臨床研修医終了後、基幹・連携施設または認定・関連施設（関連施設は2025年12月まで）において所定の修練カリキュラムにしたがい通算5年以上の修練を行っていること。 ・別に定める研究および研修業績を有すること。 ・別に定める診療経験を有すること。 	1. 乳腺専門医の認定を申請する者（以下乳腺専門医申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本国の医師免許証を有すること。 ・基盤学会専門医または旧認定医*であること。 *2023年までに申請（新規・更新）を行って承認された認定医 ・継続5年以上本学会会員であること。 ・臨床研修医終了後、基幹・連携施設または認定・関連施設（関連施設は2025年12月まで）において所定の修練カリキュラムにしたがい常勤医として通算5年以上の修練を行っていること。 ・別に定める研究および研修業績を有すること。 ・別に定める診療経験を有すること。
第9章 乳腺専門医の認定方法 第20条 [申請方法]	1. 乳腺専門医申請者は次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出し、手数料を納付する。 なお、受験資格を認められた者はその翌年 及びその翌々年 の申請に限り、以下の書類の提出を省略することが出来る。 <ul style="list-style-type: none"> ・乳腺専門医認定申請書 ・履歴書 ・日本国の医師免許証（写） ・2004年以降の医師免許取得者は臨床研修終了証（写） ・基盤学会専門医証明書（旧認定医*証明書） *2023年までに申請（新規・更新）を行って承認された認定医 ・基幹・連携施設もしくは認定・関連施設（関連施設は2025年12月まで）での修練終了証明書 	1. 乳腺専門医申請者は次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出し、手数料を納付する。 なお、受験資格を認められた者はその翌年の申請に限り、以下の書類の提出を省略することが出来る。 <ul style="list-style-type: none"> ・乳腺専門医認定申請書 ・履歴書 ・日本国の医師免許証（写） ・2004年以降の医師免許取得者は臨床研修終了証（写） ・基盤学会専門医証明書（旧認定医*証明書） *2023年までに申請（新規・更新）を行って承認された認定医 ・常勤医として基幹・連携施設もしくは認定・関連施設（関連施設は2025年12月まで）での修練終了証明書 ・診療実績一覧表および研究業績一覧表

	<ul style="list-style-type: none"> 診療実績一覧表および研究業績一覧表 (詳細は資格認定施行細則に定める) <p>2. 乳腺専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出し、手数料を納付する。</p>	<p>(詳細は資格認定施行細則に定める)</p> <p>2. 乳腺専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出し、手数料を納付する。<u>乳腺専門医が認定医更新を希望する場合は、同時に認定医更新を申請することができる。</u></p>
<p>第10章 乳腺専門医の資格喪失 第23条 [乳腺専門医の資格喪失]</p>	<p>次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、乳腺専門医の資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の辞退 会員の資格喪失 申請書の嘘偽 乳腺専門医の非更新 乳腺専門医として不適当と学会が判断した者 	<p><u>1. 次に掲げる各号に該当する者は、乳腺専門医の資格を喪失する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>本人の辞退</u> <u>会員の資格喪失</u> <u>乳腺専門医の非更新</u> <p><u>2. 次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、乳腺専門医の資格を喪失する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>申請書の嘘偽</u> <u>乳腺専門医として不適当と学会が判断した者</u>
<p>第24条 [復活・再申請]</p>	<p>1. 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門医制度委員会に提出し認められた者に対して復活を認める。</p> <p>2. 前条第3号(申請書の嘘偽)によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。</p>	<p>1. 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門医制度委員会に提出し認められた者に対して復活を認める。</p> <p>2. 前条第2号(申請書の嘘偽)によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。</p>
<p>第11章 指導医の申請資格 第25条 [申請資格]</p>	<p>1. 指導医の認定を申請する者(以下指導医申請者と略記)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳腺専門医もしくは乳腺外科専門医(以下専門医という)を取得後5年以上経過し、少なくとも一回更新した専門医であること。 一定の研究業績を有していること。 基幹・連携施設もしくは認定施設、関連施設(2025年12月末まで)に勤務している者であること。 認定医、専門医を目指す専攻医を指導していること。 <p>2. 指導医認定証の有効期限(5年)を迎え、更新を申請する者は(以下指導医更新申請者と略記)次の各号に定めるすべての資格を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門医を継続していること。 一定の研究業績を有していること。 基幹・連携施設もしくは認定施設、関連施設(2025年12月末まで)に勤務している者であること。 認定医、専門医を目指す専攻医を指導していること。 	<p>1. 指導医の認定を申請する者(以下指導医申請者と略記)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳腺専門医もしくは乳腺外科専門医(以下専門医という)を取得後5年以上経過し、少なくとも一回更新した専門医であること。 一定の研究業績を有していること。 基幹・連携施設もしくは認定施設、関連施設(2025年12月末まで)に<u>常勤もしくはそれに準じ</u>勤務している者であること。 認定医、専門医を目指す専攻医を指導していること。 <p>2. 指導医認定証の有効期限(5年)を迎え、更新を申請する者は(以下指導医更新申請者と略記)次の各号に定めるすべての資格を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門医を継続していること。 一定の研究業績を有していること。 基幹・連携施設もしくは認定施設、関連施設(2025年12月末まで)に<u>常勤もしくはそれに準じ</u>勤務している者であること。 認定医、専門医を目指す専攻医を指導していること。
<p>第13章</p>	<p>次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度</p>	<p><u>1. 次に掲げる各号に該当する者は、指導医の</u></p>

指導医の資格喪失 第 29 条 [指導医の資格喪失]	委員会ならびに理事会の議を経て、指導医の資格を喪失する。 ・本人の辞退 ・会員の資格喪失 ・申請書の嘘偽 ・専門医、指導医の非更新 ・指導医として不適当と学会が判断した者	<u>資格を喪失する。</u> ・ <u>本人の辞退</u> ・ <u>会員の資格喪失</u> ・ <u>指導医の非更新</u> 2. <u>次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、指導医の資格を喪失する。</u> ・ <u>申請書の嘘偽</u> ・ <u>指導医として不適当と学会が判断した者</u>
第 30 条 [指導医の復活・再申請]	1. 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門医制度委員会に提出し認められた者に対して復活を認める。 2. 前条申請書の嘘偽によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。	1. 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門医制度委員会に提出し認められた者に対して復活を認める。 2. <u>前条第2号(申請書の嘘偽)</u> によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。
第 14 章 施設認定 第 31 条 [資格]	1. 認定施設は原則として次の各号に定めるすべての要件を満たすことを要する (1) 本学会の認定医、乳腺専門医あるいは乳腺外科専門医のいずれかが1人以上常勤医として勤務する施設であること。 (2) 本学会が定める実績を満たすに必要な乳癌症例の診断・治療が所定の件数以上行われていること。 (3) 手術症例、局所進行症例および de novo Stage IV 症例を National Clinical Database に登録していること。 (4) 乳腺診療に必要な検査(マンモグラフィ、超音波、組織検査など)が施設内で行われていること。 (5) 乳腺疾患に関する教育的な行事が施設内で定期的に行われていること。	1. 認定施設は原則として次の各号に定めるすべての要件を満たすことを要する (1) 本学会の認定医、乳腺専門医あるいは乳腺外科専門医のいずれかが1人以上常勤医として勤務する、 <u>もしくは認定医、専門医による定期的な専門外来を設けて月1回以上診療を行っている</u> 施設であること。 (2) <u>本学会会員が常勤医として勤務していること</u> (3) 本学会が定める実績を満たすに必要な乳癌症例の診断・治療が所定の件数以上行われていること。 (4) 手術症例、局所進行症例および de novo Stage IV 症例を National Clinical Database に登録していること。 (5) 乳腺診療に必要な検査(マンモグラフィ、超音波、組織検査など)が施設内で行われていること。 (6) 乳腺疾患に関する教育的な行事が施設内で定期的に行われていること。
第 15 章 認定施設の認定方法 第 32 条 [申請方法]	1. 認定施設としての登録を申請する診療施設の長は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出する。 認定委員会が不要と認めた場合は、第2号以下の書類を省略することができる。 (1) 認定施設認定申請書 (2) 施設内容説明書 (3) <u>常勤である</u> 認定医、乳腺専門医あるいは乳腺外科専門医の履歴書および勤務証明書 (4) 診療実績 (5) 教育的行事の実績	1. 認定施設としての登録を申請する診療施設の長は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出する。 認定委員会が不要と認めた場合は、第2号以下の書類を省略することができる。 (1) 認定施設認定申請書 (2) 施設内容説明書 (3) 認定医、乳腺専門医あるいは乳腺外科専門医の履歴書および勤務証明書 (4) 診療実績 (5) 教育的行事の実績